

1. 当法人の概要

法人種別・名称	社会医療法人医翔会 札幌白石記念病院
所在地	札幌市白石区本通 8 丁目南 1 番 1 0 号
代表者	理事長 野中 雅
電話番号	0 1 1 - 8 6 3 - 5 1 5 1

2. 事業所の概要

事業所名	社会医療法人医翔会 居宅介護支援事業所	
所在地	札幌市白石区本通 8 丁目南 1 番 1 0 号	
管理者	我妻 実香（主任介護支援専門員）	
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（北海道 第 0170511661 号）	
サービスを提供する 実施地域	札幌市 白石区、清田区、厚別区、豊平区	
職員体制	管理者（介護支援専門員兼務）	1 名
	介護支援専門員（兼務）	1 名以上
営業日	月～金曜日 午前 8 時 40 分から午後 5 時 00 分まで 土曜・日曜・祝日・年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日は休業	

3. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 11,088 円 要介護 3・4・5 14,406 円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,554 円 要介護 3・4・5 7,187 円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,328 円 要介護 3・4・5 4,308 円

居宅介護支援費（Ⅱ）※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置する場合

(ア) 介護支援専門員取扱件数 50 件未満の場合

要介護 1・2 11,088 円 要介護 3・4・5 14,406 円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 50 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,380 円 要介護 3・4・5 6,973 円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,226 円 要介護 3・4・5 4,186 円

(2) 交通費

前記 2 のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(4) 以下の場合には加算料金をいただきます。

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合	3,063 円
入院時情報連携加算(I)	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、入院当日に利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,552 円
入院時情報連携加算(II)	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、入院後 3 日以内に利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,042 円
退院・退所加算 (カンファレンス参加 無)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合	連携 1 回 4,594 円 連携 2 回 6,126 円
退院・退所加算 (カンファレンス参加 有)	同上	連携 1 回 6,126 円 連携 2 回 7,657 円 連携 3 回 9,189 円
特定事業所加算 (I)	① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。 ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行なうこと。 ④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3～要介護 5 である者の割合が 4 割以上であること。 ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供して	5,298 円

	<p>いること。</p> <p>⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</p> <p>⑨ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の件数が45名未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満）であること。</p> <p>⑪ 介護支援専門員実務研修における実習等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施。</p> <p>⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅰ)の②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬を満たすこと。常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。	4,298 円
特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(Ⅰ)の③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬を満たすこと。常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。	3,297 円
特定事業所加算(A)	特定事業所加算(Ⅰ)の③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬を満たすこと。(④⑥⑩⑫については他事業所との連携対応可) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。常勤の介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。	1,163 円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、退院・退所加算の算定に医療機関等と連携を年間35回以上行ない、ターミナルケアマネジメント加算を前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。	1,276 円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	4,084 円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又	510 円

	は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合、利用者1人につき1月に1回を上限	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,042 円

4. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5175		
北海道福祉サービス運営適正化委員会	011-204-6310		
札幌市各区役所の保険福祉課	011-861-2400（白石区）	011-895-2400（厚別区）	
	011-822-2400（豊平区）	011-889-2400（清田区）	

6. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、利用者や家族と相談のうえ、損害賠償等の対応に応じます。

7. 入院時の連携について

利用者が病院等に入院しなければならない場合には、担当の介護支援専門員にご連絡ください。

また、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。

8. 公正中立なケアマネジメント

提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、また、利用者は担当の介護支援専門員に対し、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙に記載いたします。

9. 虐待防止に関する取り組みについて

- (1) 当居宅介護支援事業所において、虐待防止に関する責任者は管理者が担います。
- (2) 従業員に対する研修を定期的かつ必要時に実施し、虐待防止の啓発に努めます。
- (3) 虐待や虐待が疑われる事案が確認された場合、地域包括支援センターや行政などの各関係機関と連携し、適切な対応を行います。